

由布市営火葬場使用料

令和8年1月1日以降

種別	単位	区別		摘要
		市内に住所を有する者	その他の者	
12歳以上	1体	10,000 円	50,000 円	1 年齢は満年齢とする。 2 1個とは、箱の大きさが長さ60cm、幅55cm、高さ45cm以内のものをいう。
12歳未満	1体	8,000 円	40,000 円	
死産児	1体	4,000 円	20,000 円	
改葬遺骨	1体	4,000 円	20,000 円	
身体の一部	1件	4,000 円	20,000 円	
汚物	1個	4,000 円	20,000 円	

備考

次に掲げる場合は、「市内に住所を有する者」として取り扱うものとする。

- (1) 遺体の場合 死亡者が死亡時に、又は死体火葬許可を受けた者が現に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により、本市の住民票に記載されている場合
- (2) 死産児の場合 死産児の父又は母が前号の住民票に記載されている場合
- (3) 改葬遺骨の場合 申請者が第1号の住民票に記載されている場合
- (4) 身体の一部の場合 身体の一部を失った者が第1号の住民票に記載されている場合
- (5) 汚物の場合 病院等の所在地が本市のとき、又は申請者が第1号の住民票に記載されている場合